

アスレティックトレーナーコース申請基準

新カリキュラム対応版

1. アスレティックトレーナーコースについて

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認スポーツ指導者制度に定める講習・試験免除適応コース（以下「免除適応コース」という。）のうち、アスレティックトレーナーコース（以下「ATコース」という。）の承認については、次に掲げる学校のうち、所定のカリキュラムと同等の教育課程を設定しているとJSP0指導者育成委員会が承認した学校に対して行われるものである。

「学校教育法に基づく大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校とする。但し、専修学校の場合は2年以上の専門課程とする。」

2. 申請に関する事項

- (1) ATコースを申請しようとする学校は、「免除適応コース申請書」（以下「申請書」という。）を、JSP0が定める期日までにJSP0に提出すること。
- (2) 申請書の提出にあたっては、所定の様式に学校名、学部名及び学科名等（コース、課程等を含む）、申請するコースを詳細に記載すること。
- (3) ATコースの申請にあたっては、「共通科目Ⅲコース」についても併せて申請すること。但し、大学院にあつては、コースを履修する全学生が以下に記載するいずれかの条件を満たす場合、「共通科目Ⅲコース」の申請を免除する。
 - ①入学時点で共通科目Ⅲの受講が免除される何らかの条件を満たしている場合
 - ②当該大学院を置く大学の「共通科目Ⅲコース」の履修により「共通科目Ⅲコース」を修了することが可能な場合
- (4) ATコースの申請書の提出後、JSP0指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会（以下「JSP0-AT部会」という。）は、必要に応じて申請した学校（以下「申請校」という。）における指導状況や施設及び設備等に関する調査を実施することとし、申請校は必要な対応を講じること。

3. 教育に関する事項

- (1) 申請校は、ATコースを履修する学生が公認アスレティックトレーナー（以下「JSP0-AT」という。）として求められる専門的な知識と技術を身につけることのできるATコースカリキュラムの実施に必要な教員及び事務職員等からなる教育実施組織を編制すること。
- (2) ATコースの教員は、別表の講師基準を満たす者であつて、教育内容に関し相応の知識及び経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者を指し、JSP0-AT部会が認める者とする。
- (3) 申請校は、ATコースとしての承認を希望する年度の全ての期間において、専らATコースの管理の任にあたる者として、「アスレティックトレーナー専任教員」（以下「AT専任教員」という。）を「5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項」において定める人数に基づき配置すること。

4. 承認に関する事項

- (1) 申請校からの申請書を受理後、JSP0-AT部会の審議を経て、JSP0指導者育成委員会がATコースとして承認する学校（以下「承認校」という。）を決定する。

- (2) 承認校は、承認校としての決定後に申請内容に変更が生じた場合、JSP0へ届出をし、JSP0指導者育成委員会の承認を得ること。
- (3) 承認校がATコースとして学部・学科等を新設する際は、承認を受けているコースとは別コースとして申請し承認を得ること。
- (4) 承認校が受け入れ可能な学生数の上限は、「5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項」において定めるとおりとする。
- (5) 承認校が承認を受けた翌年度も申請書を提出する場合（以下「継続申請」という）、申請書を受理後、JSP0-AT部会は、必要に応じて承認校における指導状況や施設及び設備等に関する調査を実施することとし、承認校は必要な対応を講じること。

5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項

- (1) AT専任教員は、大学院（修士もしくは博士課程）を修了（修士課程の場合の満期退学は対象外とする）し、JSP0が開催するAT専任教員講習会を修了した者で、ATコースとして承認された年度の全ての期間において、以下に記載する全ての事項を満たしている者とする。
但し、旧カリキュラムでの承認時にAT専任教員であった者で大学院（修士もしくは博士課程）修了の条件を満たさない者については、別に定める研究・教育に関連する実績をもって代替することができる。
 - ①承認校に専任（常勤）の教員として雇用されている
 - ②JSP0-ATとして認定されている
- (2) AT専任教員講習会の受講対象者は、以下に記載する全ての条件を満たす者とする。
なお、以下②については、前項但し書きの内容を適用する。また、その他の条件等については、各講習会の開催要項において定める。
 - ①申請校に専任（常勤）の教員として雇用されている、あるいは、ATコースとして申請する年度に専任（常勤）の教員として雇用予定である
 - ②講習会申込時点で大学院（修士もしくは博士課程）を修了（修士課程の場合は、満期退学は認めない）している、あるいは、ATコースとして申請する年度までに修了見込みである
 - ③講習会開催日直前の4月1日又は10月1日時点でJSP0-ATとしての認定期間が5年以上でスポーツ現場における活動経験が3年以上である
 - ④講習会申込時点でJSP0-ATとして認定されており、ATコースとして申請する年度の全ての期間において認定される見込みがある
- (3) AT専任教員は、上記（1）の内容の他、JSP0-AT資格更新時に以下に記載する更新研修の単位数を取得していない場合、専任教員としての資格を喪失する。
但し、専任教員講習会修了後から初回のJSP0-AT資格更新までの期間が4年未満の場合に限り、必要な単位数は（ ）内に記載した単位数とする。
 - ①合計20単位（10単位）以上
 - ②カテゴリー「教授法」2単位（1単位）以上
- (4) 上記（3）によりAT専任教員としての資格を喪失した者が再びAT専任教員としての資格を得るためには、AT専任教員講習会を改めて修了し上記（1）に記載する全ての事項を満たすこと。
- (5) 承認校は、以下に記載する事項を満たしたAT専任教員を少なくとも1名配置すること。
なお、同一の者でも別の者でも可とする。
 - ①現場実習指導者説明会の参加者（現場実習指導者）
 - ②実技確認テスト検定員説明会の参加者（実技確認テスト検定員）

- (6) 承認校は、JSP0が開催するAT専任教員ミーティングに、毎年1名以上のAT専任教員を参加させること。
- (7) ATコースの申請にあたっては、申請書とともに、AT専任教員の個票（経歴等含む）を提出すること。
- (8) 承認校に配置すべきAT専任教員の最低人数は、現場実習を経てAT専門科目の実技確認テストを受験する学生の一学年あたりの見込人数に応じて、60名以内の場合は1名、61名以上の場合はその超える数が40名を増すごとに1名を加えた人数とする。

6. 授業に関する事項

- (1) 共通科目課程と合わせ（「共通科目Ⅲコース」の申請が免除された大学院は除く）、専門基礎科目から専門科目の順に学ぶことが望ましい。
- (2) 専門科目過程の教育の時間数は、現場実習を除く600時間以上とする。
授業時数を換算する場合の計算方法は、学校教育法、大学設置基準及び専修学校設置基準等によるものとする。
- (3) 単位認定については各学校にて単位が付与できる方法にて実施することを認める。

7. 現場実習に関する事項（別紙：現場実習チェックシート参照）

- (1) 承認校は、学生に対してJSP0-ATの役割（コンピテンシー・業務）についてスポーツ現場等で学修する機会を確保し、JSP0-ATのコンピテンシーの修得に必要な知識・技能、思考・態度を身につけるため、現場実習教育を行えるよう努めること。
- (2) 承認校は、JSP0-AT養成講習会専門科目カリキュラムの一環として、以下に基づいて現場実習を実施すること。
 - ①「6環境に応じた実習」を除くすべての項目を修得するため、以下の内容をそれぞれの時間数以上、合計で180時間（実時間数）以上実施すること。
 - 1) JSP0-ATの役割(10時間)、 2) 安全・健康管理およびスポーツ外傷・障害の予防（40時間）、 3) コンディショニング（50時間）、 4) リコンディショニング（45時間）、 5) 救急対応（35時間）、 6) 環境に応じた実習
 - ②「見学実習」の後、「総合実習」を行うことが望ましい。「総合実習」は、「総合実習（経験）」の後、「総合実習（実践）」を行うこと。「見学実習」は30時間以上、「総合実習」は150時間以上行うこと。
 - ③申請できる一日の実習時間及び一週あたりの日数は、一日3時間以内、週5日間までとすること。
 - ④合宿や遠征等長期にわたる現場実習については、一日6時間以内で連続して最長5日間までとし、年間2回までを原則とすること。
 - ⑤イベント・大会等の帯同における実習については、一日6時間以内で年間5日までを原則とすること。
 - ⑥現場実習指導者が帯同しない合宿、試合は現場実習として認めない。
- (3) 承認校は、6月末までに毎年当該年度分の「現場実習計画書」を、3月末までに「現場実習報告書」をJSP0へ提出すること。
- (4) 現場実習の指導が行える現場実習指導者は、別途実施する現場実習指導者説明会を受講し修了した者とし、同年度において1名の現場実習指導者が指導できる実習生の総数は次の通りとする。
但し、「見学実習」についてはこの限りでない。
 - ・AT専任教員（現場実習指導者説明会修了者）：36名以内

・JSP0-AT現場実習指導者：24名以内

- (5) 現場実習は、承認校に入学した年度から有効とする。また、現場実習は年間授業計画の進行状況に応じて実施することが望ましい。
なお、現場実習は、実技確認テストを受験するまでに修了することが望ましく、公認AT専門科目検定試験の申込時までには必ず修了するものとする。
- (6) AT専任教員は、実習生に個人情報の取り扱いやプレーヤー等のプライバシーに関する教育を行うこと。また、AT専任教員及びJSP0-AT現場実習指導者は、実習生が実習中に知り得た実習現場となる施設や管轄する団体・組織等（以下「実習先」という。）やプレーヤー、アントラージュ等に関する情報を、実習先及び当事者等の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないことを実習生に指導すること。
なお、承認校は、実習先と委託契約を締結する際、守秘義務に関する内容を含めること。
- (7) 承認校は、事前に作成した実習要項・現場実習チェックシート・実習生が記録した内容（ポートフォリオ）等に基づき、実習生の知識・技能、思考・態度を評価すること。現場実習における各実習項目の評価基準は、ルーブリックを基準とする。
- (8) JSP0が実施する公認AT専門科目検定試験を受験する場合は、AT専門科目受講完了申請時に、必要事項が記載された「現場実習チェックシート」を添付しなければ受験資格を得ることができない。
- (9) JSP0は、承認校において、在学生の内、現場実習を2年の間1名も実施する者がいない場合には、その後のATコースの承認を取り消すことがある。

8. 実技確認テストに関する事項（別紙：実技確認テスト実施要項参照）

- (1) 承認校は、学生に対してJSP0-ATのコンピテンシーに則り、測定評価（スポーツ医・科学の知見）に基づいた救急対応・リコンディショニング・コンディショニング・安全管理とスポーツ外傷・障害の予防ができる能力が身についているか評価するための実技確認テストを実施すること。
- (2) 承認校は、学生が当該承認校の在籍期間内に実技確認テストを受験する機会を確保すること。
なお、学生の受験資格は、当該承認校の在籍者ではなくなった時点で喪失する。
- (3) 実技確認テストは、受験者1名に対して2名の検定員と1名のプレーヤー役で対応すること。
なお、検定員は、別途実施する実技確認テスト検定員説明会を受講し修了した者とし、2名のうち1名は当該承認校のAT専任教員とする。
- (4) 実技確認テストの全てのカテゴリーを合格した学生は、公認AT専門科目検定試験の受験資格を得ることができる。不合格となったカテゴリーについては、当該承認校の在籍期間内に限り再受験を可能とし、受験回数に制限を設けない。
但し、再受験（当日の再テストを除く）にあたっては、直近の受験日から最低27日間の間隔を空けなければならない。
- (5) 承認校は、実技確認テスト実施の1ヵ月前までに当該回分の「実技確認テスト実施申請書」を、実技確認テスト実施の1ヵ月後までに当該回分の「実技確認テスト実施報告書」をJSP0へ提出すること。
なお、受験者数や検定員の都合等により1日での実施が難しく、連続する複数日や一定期間内の断続的な複数日で実施する場合は、1回分として提出すること。

9. 施設及び設備等に関する事項

ATコースを申請しようとする学校は、JSP0-ATの教育に必要な次の施設、設備等を備えるよう

努めること。

但し、教育上必要な施設、機械器具、備品、図書及びその他の設備（別添参照）については各校必ず設置することとし、設置が確認できない場合は、新規申請及び継続申請を承認しないものとする。

なお、施設、設備の個数、広さ、種類等については、規定しないものとする。

- (1) JSP0-ATの教育に必要な教室・実技実習室等の施設
- (2) JSP0-ATの教育に必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他必要な備品

10. 附則

この基準は、JSP0-AT部会の決定により変更することができる。

- (1) 平成23年2月16日改定、平成24年4月1日施行
- (2) 平成23年4月1日改定
- (3) 平成25年5月21日改定、平成26年4月1日施行
- (4) 平成26年10月28日改定
- (5) 平成29年6月8日改定
- (6) 平成30年4月1日改定
- (7) 令和5年4月1日改定
- (8) 令和5年9月27日改定
- (9) 令和5年11月15日改定

「5. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項」の（4）で定めるAT専任教員に求めるJSP0-AT資格更新時に必要な更新研修の単位数に関する内容は、JSP0-AT資格の更新研修の単位に関する内容の改定後に適用することとし、当該改定に伴う移行措置等に基づくものとする。